

緊急時の情報発信、安否確認について
(ボストン爆破事件では約7割の方が連絡不通でした)

在メルボルン日本国総領事館では、ビクトリア州、南オーストラリア州、タスマニア州で緊急事態が発生した際に、邦人のみさなまに対して

- 1 緊急時一斉メール、メールマガジンによる情報発信
- 2 当館ホームページ、facebook、日系プレス等による情報発信
- 3 在留届に基づく、被災地付近に居住の方への電話連絡、安否確認
- 4 日系団体等を通じた安否確認

をさせていただくことを想定しておりますが、みなさまの安否確認の要となるのは、やはり在留届の情報です。

在留届は当館とみなさまとをつなぐ重要なものです。まだお済みでない方がおられましたら、当館窓口、領事出張サービス、またはインターネットによる届出が可能ですので、お早めにお手続きをお願いします。

直近の事例としては、米国ボストンで爆破事件が発生した際に、在ボストン日本国総領事館においては、被害発生場所付近にお住まいの方々に対して、在留届の情報を基に安否確認の電話連絡を実施し、緊急事態発生時における在留届の重要性が改めて確認されましたが、一方で、在留届に記載された電話番号に繋がらないケースが約70%もあったそうです。

在留届を提出されていても、その後に電話番号などの連絡先が変わったり、転居された場合には安否確認や情報提供ができません。

つきましては、提出いただいた在留届の情報に変更が生じている方は、必ず在留変更届を提出いただきますようお願いいたします。

